

◎新潟県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒浜中田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市荒浜三丁目字池尻1857番1から 同市荒浜三丁目字池尻1861番8まで	新	14.7～17.9メートル	153.5メートル
柏崎市荒浜三丁目字中町199番1から 同市荒浜三丁目字池尻1861番8まで	旧	7.3～23.8メートル	784.4メートル

- 備考1 路線の起点を変更する区域変更
- 2 路線の重用
一部区間一般国道352号と重用
 - 3 路線の重複
一部区間柏崎市道柏崎19-100号線と重複